新座市企業告示第４５号

新座市指定給水装置工事事業者の指定

新座市水道事業給水条例（昭和３７年新座市条例第４号）第７条第１項及び水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定する。

令和８年１０月２８日

新座市水道事業管理者
新座市長　並　木　　傑

１　指定番号、給水装置工事事業者及び給水工事の事業を行う事業所の所在地

指定番号	給水装置工事事業者名	所　在　地
５５４	株式会社瑛心	埼玉県春日部市藤塚２６５８番地２

２　指定日

令和８年１０月２８日

３　有効期限

令和１３年１０月２７日